○内閣府令第三十五号

貸金業法 ~昭 和五十八年法律第三十二号) の規定に基づき、 及び同法を実施するため、 貸金業法施行 規則

の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行 規則 昭昭 和五十八年大蔵省令第四十号) の一部を次のように改正する。

次の 表に ょ り、 改正 前 欄 12 掲げ る規 定 \mathcal{O} 傍線を付 した部分をこれに 順次対応する改正 後欄 に掲げる規 定 \mathcal{O}

傍線を付 L た 部 分のように 改 め、 改 正 前 欄及び 改正 後欄 に対応 て掲げ るその 標記 部分に二 重傍 線 がを付 した

規定 (以 下 「対象規定」 という。 は、 その標記 部分が異なるものは改 Ē 前 欄 に掲げる対象規定を改正 後 欄

に 掲げる対象規定として移動し、 改正 前 欄 に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するも \mathcal{O} を掲げ 7 1 な

1 ものは、 これ を削 り、 改正 後欄 に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するもの を掲げてい な ζ, Ł のは

これを加える。

		1 項を 能 所 る。 」	
			改正後
十三第一項	ハ 第二 第二 第一 第 一 項 二	1 (施行期日) 2 (東日本大震災に 1 [同上] 2 個人顧客が東日 百十八号)が適用 住所又は居所を有 が適用については が適用については 字句とする。	
資金計画(この号に掲げ 事業計画、収支計画及び	三月	T(み)	改正
状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	六月	欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第件う貸付けに関する特例)	前

十八第一項第十条の二	第一号ハーリーの二	第一条の二	ロ 第二号 第二号 第二項 第二項	第 四 号 _口
事業計画、収支計画及び	三月	事業計画、収支計画及び	書面	る契約に係る貸付けの金額が百万円を超えないも のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況
状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	六月	状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けたり配表のというという。	

「項を削る。」

項を削る。

(契約締結時の書面の交付に関する特例

律第六十八号。次項において「消費税法一部改正法」という。)第を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法用の変更(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革五十一号)の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費別 利息制限法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第

第三号ロ | 第三号口 | 第二号口 | 第

間は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。 ・ おっての規定の適用については、平成二十四年三月三十一日までの が高に係る法第十三条の三第五項に規定する極度方式個人 を行う震災特例対象者で は、同項中「一月」とあるのは、「六月」とする。 ・ 第十条の二十六第一項の場合において、貸金業者が、第十条の十

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

律第六十八号。附則第十二項において「消費税法一部改正法」といを行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法用の変更(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革五十一号)の施行に伴い利息制限法第六条第二項第三号に掲げる費 利息制限法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第)

こ条の規定による消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二十九二条の規定による消費税法(昭和六十三年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の対法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三の対法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。次項に金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略		
十項 第十三条第	第二項	項 読み替えて適用する第二 附則第二項の規定により
第十二項 第十三条第	第四項	項 読み替えて適用する第四 附則第二項の規定により

財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び 第二十九条の改正に伴う消費税額に相当する額及び社会保障の安定 については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ る。)を行つた貸金業者における次の表の上欄に掲げる規定の適用 十二条の八十三の改正に伴う地方消費税額に相当する額の変更に限 条の規定による地方税法 地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号 附則第十二項において「地方税法等一部改正法」という。)第一 表の下欄に掲げる字句とする。 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第七

う。) 第二条の規定による消費税法

(昭和六十三年法律第百八号)

[同上]		
十項 第十三条第	第二項	項 読み替えて適用する第二 附則第五項の規定により
第十三項 十二項 条第	第四項	項

(平成二十八年熊本地震に伴う貸付けに関する特例)

| 6 個人顧客が平成二十八年熊本地震に際し災害救助法が適用された||=

.項を削る。」

とする。

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句用については、平成二十八年十月三十一日までの間は、これらの規

者」という。)である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適市町村の区域に住所又は居所を有する者(次項において「特例対象

人顧客から申告を受けた付契約の相手方である個書面又は当該特定緊急貸	書面	第二号の二
状況及び資金繰りの状況	事業計画、収支計画及び 資金計画(この号に掲げ る契約に係る貸付けの金 都が百万円を超えないも のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況 人顧客の営む事業の状況	第 十 三 第 一 項 二 項
六月	三月	第二号の二

[項を削る。]

7 貸金業者が貸金業法施行規則の一	第三号ロ 第一条の二 事業計画、	第一号ハ 十八第一項 三月	十六第一項 一月	第四号ロ	(2
	『画、収支計画及び			『画、収支計画及び	
部を改正する内閣府令(平成二	状況及び資金繰りの状況	六月	六月	状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	と した書面 ・一直で見積縮を記載

当該個人顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出できないと第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三十八年内閣府令第四十号)の施行の日から平成二十八年十月三十一賞金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二

[項を削る。]

代えて、当該書面を提出できない理由を記載した書面を保存するこる契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面にきは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに係

(平成三十年七月豪雨に伴う貸付けに関する特例)

とができる。

8

する。
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とについては、平成三十一年一月三十一日までの間は、これらの規定」という。) である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用」という。) である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用町村の区域に住所又は居所を有する者(次項において「特例対象者町村の区域に住所又は居所を有する者(次項において「特例対象者」 個人顧客が平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市

第二号の二	三月
十三第一項	資金計画(この号に掲げ事業計画、収支計画及び
十三第一項	資金計画(この号に掲げ
第四号ロ	る契約に係る貸付けの金
	額が百万円を超えないも
	のであるときは、当該個
	人顧客の営む事業の状況

第三号ロ第一項	第一号ハ明一項	十六第一項	第四号ロースの二	ロ 第二号第二号 第二号 第二月 第二百	
事業計画、収支計画及び	三月	月	事業計画、収支計画及び	書面	りの状況。以下同じ。)、収支の状況及び資金繰
状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	六月	六月	状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けたしてある個	

[項を削る。

9

_項を削る。

保存することができる。 「資金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三十年内閣府令第三十七号)の施行の日から平成三十一年一月三十一日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特別対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特別対象者である個人顧客との間に、当該資金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三代存することができる。

(平成三十年北海道胆振東部地震に伴う貸付けに関する特例

11 個人顧客が平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適ける字句とする。

	ハ	第二号の二	十三第一項	第十条の二
				三月
				六月

第十条の二	十六第一項第十条の二	第四号ロ第二項第十条の二	ロ 第二号の二 (2) 第二号の二	第四号 口 項
三月	月	事業計画、収支計画及び	書面	資金計画(この号に掲げ のであるときは、当該個 のであるときは、当該個 人顧客の営む事業の状況 人顧客の営む事業の状況
六月	六月	状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けたした。	状況及び資金繰りの状況

[項を削る。

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

税額に相当する額の変更に限る。)を行つた貸金業者における次の三号)の施行に伴い利息制限法第二条の規定による地方税法第七十二条の八十三の改正に伴う消費税額に相当する額及び地方税法等一部改正法第二十九条変更(消費税法一部改正法第三条の規定による消費税法第二十九条条の規定による消費税法第二十九条条の規定による消費税法第二十九条の人十三の改正に伴う地方消費

貸付けに係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該できないときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該第一項第三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、用までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三日までの間に、特例対象者である個人顧客との間で第十年三月三十一年の間が	第三号ロ 第二号ハ 第二号ハ 第二号ハ 第二号 資金計画 収支計画及び 営む事
約を締結した日から六月を経過する日までの間は、、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、四十三号)の施行の日から平成三十一年三月三十一四十三号)の施行の日から平成三十一年三月三十一四十三号)の施行の日から平成三十一年三月三十一四十三号)の施行の日からが、当該貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成三金業法施行規則の一部を改正するの間は、	及び 営む事業の状況、収支の状況

(契約締結時の書面の交付に関する特例)

した書面を保存することができる。

12ll 同 上

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中

略		
第十三条第	第二項	附則第三項の規定により
十項		読み替えて適用する第二
		項
第十三条第	第四項	
十二項		読み替えて適用する第四
		項

(令和元年台風第十九号に伴う貸付けに関する特例) 個人顧客が令和元年台風第十九号に際し災害救助法(昭和二十二

 $4\|$

。)である場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用について 域に住所又は居所を有する者(次項において「特例対象者」という 年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区 令和二年四月三十日までの間は、これらの規定中同表の中欄に

十三第一項 第十条の二 |三月 六月

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

十二項第十三条第	十項 第十三条第	[同上]
竺	笠	

第二項 第四項 二項 四項 り読み替えて適用する第 り読み替えて適用する第 附則第十二項の規定によ 附則第十二項の規定によ

[項を加える。]

第十条の二 一月	第四号ロ 円 第二項 円 項	ロ 第 十 三 第 二 号 の 二 項	第 十 三 第 一 項 二 項	第二号の二
月	事業計画、収支計画及び	書面	事業計画、収支計画及び 資金計画(この号に掲げ る契約に係る貸付けの金 額が百万円を超えないも のであるときは、当該個 のであるときは、当該個 のであるとの場であると が百万円を超えないも	
六月	状況及び資金繰りの状況営む事業の状況、収支の	書面又は当該特定緊急貸付契約の相手方である個人顧客から申告を受けたしてある個となる。	状況及び資金繰りの状況、収支の	

備考 5|| 間に、 係る契約を締結した日から六月を経過する日までの間は、当該書面 顧客が同条第二項第三号イに掲げる書面を提出することができない 三号に掲げる貸付けに係る契約を締結した場合において、当該個人 年内閣府令第三十五号)の施行の日から令和二年四月三十日までの 第三号口 十八第一項 第十条の二 第一号ハ 十八第一項 第十条の二 を保存することができる。 ときは、同項の規定にかかわらず、当該貸金業者は、当該貸付けに に代えて、当該書面を提出することができない理由を記載した書面 貸金業者が貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元 表中の 特例対象者である個人顧客との間で第十条の二十三第一項第 三月 資金計画 事業計画、 の記載は注記である。 収支計画及び 営む事業の状況、 六月 状況及び資金繰りの状況 収支の [項を加える。]

十六第一

項

附則

(施行期日)

1 この府令は、 公布 の日 から施行し、 この府令による改正後の貸金業法施行規則 (以 下 「新規則」という

附則第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 (同 項の表第十条の二十六第一項の項に係る部分に限る。) 及び次項の規定は、 令

和元年八月十二日から適用する。

(調整規定)

2 貸金業法第十三条第三項に規定する個人顧客が新規則附則第四項に規定する特例対象者である場合にお

ては、 令和二年四月三十日までの間、 貸金業の 規制等に関する法律施行規則 \mathcal{O} 部を改正する内閣府令

(平成十九年内閣府令第七十九号) 附則第九条の二の規定は、 適用しない。